

根拠法令等(施設)

●感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(定期の健康診断)

第五十三条の二 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第二条第三号に規定する**事業者**(以下この章及び第十三章において「事業者」という。)、学校(専修学校及び各種学校を含み、修業年限が一年未満のものを除く。以下同じ。)**の長又は矯正施設その他の施設**で政令で定めるもの(以下この章及び第十三章において「施設」という。)**の長は、それぞれ当該事業者の行う事業において業務に従事する者、当該学校の学生、生徒若しくは児童又は当該施設に収容されている者(小学校就学の始期に達しない者を除く。)**であつて政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、**結核に係る定期の健康診断を行わなければならない。**

(他で受けた健康診断)

第五十三条の四 定期の健康診断を受けるべき者が、健康診断を受けるべき期日又は期間満了前三月以内に第五十三条の九の技術的基準に適合する健康診断を受け、かつ、当該期日又は期間満了の日までに医師の診断書その他その健康診断の内容を証明する文書を当該健康診断の実施者に提出したときは、定期の健康診断を受けたものとみなす。

(通報又は報告)

第五十三条の七 健康診断実施者は、定期の健康診断を行ったときは、その健康診断(第五十三条の四又は第五十三条の五の規定による診断書その他の文書の提出を受けた健康診断を含む。)につき、**受診者の数その他厚生労働省令で定める事項**を当該健康診断を行った場所を管轄する保健所長(その場所が保健所設置市等の区域内であるときは、**保健所長及び保健所設置市等の長**)を経由して、**都道府県知事に通報又は報告しなければならない。**

●感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令

(施設)

第十一条 法第五十三条の二第一項の規定によりその長が定期の健康診断を行わなければならない施設は、次に掲げるものとする。

一 刑事施設

二 **社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第二項第一号及び第三号から第六号までに規定する施設**

(定期の健康診断の対象者、定期及び回数)

第十二条 法第五十三条の二第一項の規定により定期の健康診断を受けるべき者は、次の各号に掲げる者とし、同項の政令で定める定期は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。)、病院、診療所、助産所、**介護老人保健施設、介護医療院又は前条第二号に掲げる施設において業務に従事する者** 毎年度

二 大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校(修業年限が一年未満のものを除く。)**の学生又は生徒** 入学した年度

三 前条第一号に掲げる施設に収容されている者 二十歳に達する日の属する年度以降において毎年度

四 前条第二号に掲げる施設に入所している者 六十五歳に達する日の属する年度以降において毎年度

●感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則

(健康診断の方法)

第二十七条の二 法第九章の規定によって行うべき健康診断の方法は、喀痰かくたん検査、胸部エックス線検査、聴診、打診その他必要な検査とする。

●社会福祉法

(定義)

第二条 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

2 次に掲げる事業を第一種社会福祉事業とする。

一 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業

三 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業

四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)に規定する障害者支援施設を経営する事業

六 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)に規定する婦人保護施設を経営する事業